

## リスクマネジメント経営の実践！

### 第5回 業績アップ！経営資源にリスクマネジメント導入

大手コピー機メーカーZ社がオフィス用プリンターを数年前に開発しました。このプリンターのテーマは「ECO&リスクマネジメント」です。

まず、「ECO」についてです。使用していないが電源が入っている状態での消費電力が0.4W、これはCO2排出権からみても企業にとってメリットは大きいのです。

次に「リスクマネジメント」ですが、このプリンターには2つのセキュリティがかかっています。1つ目。A氏がプリントアウトを指示しても、A氏がプリンターまで行き、A氏のカードでさらに指示しないと排紙はされません。2つ目。たまたま、A氏がプリントアウトしたところに電話などが入り、A氏はプリンターから離れてしまいました。そこに、B氏が来て、プリントアウトされた内容を見て、面白い情報だと思い、コピー機でコピーしようとした。しかし、コピーはされません。なぜか、A氏のカードでコピーをしていないからです。

このように、ECO&リスクマネジメント(セキュリティ)というテーマを商品に持たせることで、他社との差別化をし、競争に勝とうということです。

もう一つ具体例をご紹介します。それは、皆様もよくご存知の再春館製薬所のコマーシャルです。「私たちは容器をこのように丁寧に洗っています。だから安心です」と宣伝しています。容器をきれいにすることは当然、雑菌などの繁殖を抑えるリスクマネジメントです。ここでも、リスクマネジメントを売りにしています。

いま、日本は自己責任時代に入りました。実は、行政も政治家も何も言わないうちに、自己責任時代はスタートしていたのです。自己責任を達成するためにはリスクマネジメントが不可欠で

す。自己責任とリスクマネジメントはセットなのです。それが2006年5月にスタートした新会社法に記載されました。「損失の危険の管理に関する規定と体制」という一文ですが、この日がリスクマネジメントの義務化、つまり自己責任経営のスタート日だったのです。自己責任経営を行わない企業の取締役は、株主代表訴訟・直接訴訟という民事訴訟で裁きを受けることになるでしょう。

一方、業務量が増えて大変だと考える経営陣は多いでしょう。しかしこう考えてみたらいかがでしょうか？ どうせやるなら、そこで培うノウハウを商品開発、営業に生かせないだろうか。

いま、リスクマネジメントはもう一つの法律で義務化されています。金融商品取引法です。これは、大会社、上場企業が対象となります。しかし、この法律の怖さは、下請けのリスクを発注先が負わなければならないところにあります。先日のパロマの経営陣が裁かれた話と同じです。そうすると、当然下請けを管理してきます。日産自動車はトヨタのリコール問題を受けて、下請けの管理に5000人を配置するそうです。

ここは、糸川英夫氏の逆転の発想を活用し、チャンスにされたらどうでしょうか？ 自社のリスクマネジメント体制の構築、文書化、その完成品を大会社、上場企業に提示する。そして、リスクマネジメントを積極的に行なっていることを強くアピールする。そうすることで、いままでよりも優良な新規企業との取引へと繋がっていくのではないのでしょうか。新しいリスクマネジメントはチャンスマネジメントです。ぜひ、経営資源に入れ込んで、チャンスをつかんでいただきたいものです。

# 時流を読む

リスクに対する感性が高まれば、自ずと時代の「先」を読む力が備わってきます。最新ニュースをリスクマネジメントの視点で分析し、今後の展開や社会への影響を予想してみましょう。

マイカー保有、初の減少  
都市・40歳代で顕著、地方・高齢者は増加

いよいよ来たという感じか。一世帯当たりの車の所有台数が2.2%減少したようだ。軽自動車:30歳未満・8.6%プラス、30代・6.7%プラス、40代・5.7%マイナス、50代・13.9%プラス、60代・20.7%プラス、70歳以上・15.5%のプラス。小型乗用車:30歳未満・8.5%マイナス、30代・0.6%マイナス、40代・9.1%マイナス、50代・10.1%マイナス、60代・0.1%プラス、70歳以上・2.2%マイナス。普通乗用車:30代未満20.9%マイナス、30代・12.1%マイナス、40代・11.9%マイナス、50代・9.8%マイナス、60代・10.6%マイナス、70歳以上・13.5%プラス。

特に減少しているのが、神奈川、千葉、埼玉、東京、茨城のように東京を取り巻く首都圏が多い。関西でも大阪、京都、奈良などだ。また、増加しているのは、山梨、新潟、島根、山口、岩手、宮城、岡山、石川などの地方に目立つ。そして、普通乗用車においては70歳以上を除いてはすべてがマイナスとなっている。やはり、不況の影響だろうか？

財務会計士を新設  
公認会計士の前段階に

金融庁は7月30日、財務会計士という資格制度を新設すると発表した。この新しい資格制度は、企業経営に一体どのような影響を与えるのか？

実は新会社法に合わせて、中小企業会計基準の指針が出された。この会計基準の基本的な考え方は、財務会計、時価主義、リスク開示会計となっている。つまり、国際会計基準と同じテーマなのだ。これが中小企業に導入された場合、今までの資格制度における税理士、公認会計士が対応できるかどうか問題だ。税理士は税金のプロではあるが財務のプロではないかもしれない。公認会計士は監査のプロではあるが、財務のプロではないかもしれない。つまり、財務の面から経営をサポートできる資格がないのだ。そこで、この制度ができた可能性が高い。

もし、中小企業会計基準が実用化されると、中小企業経営に大きな影響を与える可能性は高い。金融機関からの融資、入札参加条件などにこの会計制度が導入された場合、ほとんどの企業は対応できない可能性があり、最後の淘汰の条件になる可能性が高い。最近ベンチャー企業の不正会計が多発しているが、中小企業でも同じことが起こる可能性がある。

労働審判、4年で4倍  
雇用トラブル急増、過去最高に

労働紛争を迅速に解決するために導入された、労働審判制度。2009年の申立件数が過去最高となったようだ。

その内容だが、地位確認(解雇など)に関するものが一番多く、1701件、次に、賃金・手当などのトラブルが1059件、次が退職金支払いのトラブルのようだ。

この労働審判制度だが、2006年4月スタートした。裁判官1名、審判員2名で構成される。これは、それまでの地方労働委員会と違い、法的な拘束力を持つのが特徴だ。

労働審判は3回以内で解決し、費用的にも労働者が訴えやすくしている点がポイントだ。早く、安く、立証しやすく、まさに1998年1月施行の民事訴訟法と同じように、民、生活者、消費者、労働者に有利な法律となっている。経営側もしっかりと労働法を勉強し、耐えられる体制づくりが求められる。

本コーナーは、(株)日本アルマック主催セミナー「全国リスクマネジメント研究会」の内容を編集したものです。セミナーの概要、参加申込方法等については、お気軽にお問い合わせください。

## 株式会社 日本アルマック

〒102-0083  
東京都千代田区麹町4-5桜井ビル4F  
TEL:03-3288-2755 FAX:03-3288-2757  
URL: <http://www.almac.co.jp>

ご意見・ご要望は上記までお寄せください。

RM INFORMATION 9  
VOL.93  
2010.9

2010年9月発行 定価378円(税込)